

平成17年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成17年12月14日（水曜日）

午前10時00分開議

午前11時52分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

各会計決算の内容審査

認定第 3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成16年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成16年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成16年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成16年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成16年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成16年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成16年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成16年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成16年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成16年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第14号 平成17年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第15号 平成17年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第16号 平成17年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第17号 平成17年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第18号 平成17年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第19号 平成17年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第20号 平成17年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第21号 平成17年度旧土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第22号 平成17年度旧土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第23号 平成17年度旧土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第24号 平成17年度旧土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第25号 平成17年度旧土別市水道事業会計決算認定について

認定第26号 平成17年度市立土別総合病院事業会計（旧土別市分）決算認定について

閉議宣告

出席委員（21名）

委員	小池浩美君	委員	秋山武四郎君
委員	岡田久俊君	委員	岡崎治夫君
副委員長	神田壽昭君	委員	山田道行君
委員	寺下亘君	委員	遠山昭二君
委員	田宮正秋君	委員	柿崎由美子君
委員長	池田亨君	委員	山居忠彰君
委員	齋藤敏一君	委員	近藤礼次郎君
委員	斉藤昇君	委員	中村稔君
委員	小貫勝太郎君	委員	富長俊磨君
委員	阿部豊吉君	委員	牧野勇司君
委員	西尾寿之君		

事務局出席者

議会事務局長	辻本幸慈君	議会事務局参事	岡田成治君
議会事務局 総務課長	藤田功君	議会事務局幹 総務課主幹	近藤康弘君
議会事務局 総務課主査	浅利知充君	議会事務局 総務課主事	岩端聖子君

(午前10時00分開議)

委員長(池田 亨君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(池田 亨君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

委員長(池田 亨君) それでは、13日に引き続き決算審査を行います。

これより平成16年度各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。一般会計については歳入歳出を款ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出一括して審査する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 異議なしと認め、よってそのように決定いたしました。

それでは、認定第3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

初めに、歳入から審査をいたします。

第1款市税について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 質疑がないようですので、次に移ります。

第2款地方譲与税について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款利子割交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款配当割交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款株式等譲渡所得割交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款地方消費税交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款ゴルフ場利用税交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款自動車取得税交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款地方特例交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款地方交付税について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款交通安全対策特別交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款分担金及び負担金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款使用料及び手数料について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第14款国庫支出金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第15款道支出金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第16款財産収入について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第17款寄附金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第18款繰入金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第19款繰越金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第20款諸収入について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第21款市債について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) 児童館について若干お伺いしておきたいと思うんです。

児童館の学童保育の関係でございますけれども、定数というのは大体定めているのでしょうか。登録者数はそれぞれここに載ってございますけれども、これに対して定数というのは決まっているのでしょうか。

委員長(池田 亨君) 上野児童家庭課長。

児童家庭課長(上野 暉君) お答えをいたします。

委員御質問あったようにそれぞれ定数が決められております。あけぼの児童館が定員30名、それから、ほくと、西児童センターについてはそれぞれ35名で、トータルの定員が100名でございます。

以上です。

委員長(池田 亨君) 斉藤委員。

委員(斉藤 昇君) それぞれの定数はこうなただけけれども、登録者数でいきますと、あけぼのが73名、定員の方は30名ですね。倍以上。それから、ほくと児童館の登録が69名で、これも35名の定員だから約半分。それから、西児童館、これは50名の登録で35ですから、これも15名の登録がオーバーしている。大体この3つの学童保育は定数をどの程度上回って日常通ってきていらっしゃるのか。この登録者が全部来ているということなのか、この点はいかがなんでしょうか。

委員長(池田 亨君) 上野児童家庭課長。

児童家庭課長(上野 暉君) お答えをいたします。

今、委員の方からそれぞれの学童の登録数についてお話がありましたとおり、常時来ている来館数の児童数でございますけれども、これは多少時期によって変動がありますが、大体1日当たりの平均で申し上げますと、あけぼの児童館につきましては、73人の登録でございますけれども、1日当たり平均38人でございます。それから、ほくと児童館につきましては、69人の登録人数に対しまして1日当たり平均40人でございます。西児童センターは、登録人数が50人に対しまして1日当たりの平均27人で、定数から見ますとマイナス8人ぐらい減っているかなと。トータルで申し上げますと、平均当たり105人ということになってございます。

委員長（池田 亨君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） この学童保育の児童とともに地域の児童も児童館を利用する人たちもいるわけですね。そういう人も含めると大体1日当たり各児童館、どの程度の人数が利用なさっているのか。そして、学童保育の子どもたちも一般の人たちと同じように扱っているのか。それとも別枠でいって、指導員がついて指導をしているのか。こちら辺はどんな活動や学童保育の状況なのか、この際お聞かせください。

委員長（池田 亨君） 上野児童家庭課長。

児童家庭課長（上野 暉君） このほかに実は3館とも一般来館の児童数が来ております。これも平均当たりで申し上げますと、あけぼの児童館については、1日当たりなんですけれども平均3.3人。それから、ほくと児童館については1日当たり平均7人、西児童センターについては1日当たり平均3.3人でございます。そうしますと、3館で平均の1日当たりが13.6人ということになります。

それで、学童と一般児童、いわゆる一般児童の来館の1日当たりの平均児童数で申し上げますと、あけぼの児童館で41.3人、それからほくと児童館で46.5人、それから西児童センターで30.1人と、こういう状況になっております。

それで、学童保育については、それぞれ放課後、学校から直接ランドセルをしょって児童館に来ていただくと。それから、一般の来館については一度家庭に戻って児童館等に来てもらうわけなんですけれども、それについては、それぞれ各児童館に館長を含めて児童厚生員5名を配置しておりますので、同じような扱いで、学童保育並みに保育をしているというのが状況でございます。

委員長（池田 亨君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、一般の人はもう本当にさほど来ていないということですね。

1日当たり3.3人とか。今おっしゃった3.3人とかということだから、ほとんど、ほとんどというよりこれだけしか利用されていない。文字どおり学童保育が専用みたいになっているけれども、ただ、今申し上げましたけれども、定員から見てもこれだけオーバーしているということは、相当場所なんか狭かったりということなんかがあって、例えば、学校の空き教室を使って別枠で運営できないかという話なんかもあるわけですね。ただそれが、教育委員会なんかは非常に、学童保育の問題なんかはうちの管轄でないという涼しい顔をしていらっしゃるけれど

も、やはり教育委員会としてもこういう学童の放課後の問題でありますから、そこに思いをはせる必要あると思うんだけど、いや学校はもう空き教室があったって、児童は民生の方だというような感覚だけれども、そういう狭隘のところは一定場所を確保するとか、そういうようなことも今後変えていくという気は全然ないものなんですか。

委員長（池田 亨君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。

私ども今現在、学校で多目的教室と言っております、多目的に文字どおり使われている教室がございます。その教室につきましては、学校ごとに利用の部分が違うわけでございますが、例えば総合的な学習の時間で物を広げて授業するですとか、あるいは、学校によってはランチルームですとか、少人数学級に分かれて授業をいたすとか、そういった学校それぞれで使っている教室がございます。

それで、ただいまお話にございましたように、結論から申しますと、現在多目的教室として使っている教室が、利用していない放課後の時間帯あるいは休日に限りまして、学校の管理下を外れることを条件に使用させるといったことは可能なのかなというふうに判断しております。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 私はやっぱり学童保育の重要性、これは国でも重要視しているんだけど、同時に、児童館が文字どおり地域の子供たちがもっと参加するようにすべきだと思うんです。だから、そういう面では学童保育の生徒でびっちり、行ってもびっちりだというような状態があるからだと聞いているところなんです。だから、私はもっとこういう、うちの中で引きこもってゲームだけやっているとかというんでなくて、地域の子供たちが、そういう児童館が3つの地区にあるわけだから、やはり地域の子供たちをその児童館に参加させながら、遊んだり、学んだり、そういうことをもっともっとさせていくための努力をする必要があると思うんです。

きょうの新聞なんか、南小校下で変な人が出たとかなんていうことですよ。集団下校したりなんかもしているという、こういう土別のまちですらそういうことが起こるわけですから、子供たちも大きい子、小さい子連帯して遊ぶような、そういうものをつくり上げていく必要があるのではないかと。私どもの小さいときは、皆さん、ここに比較的年を召した方いるけれども、小学生から中学生まで一緒になって遊びながら、そして、そういう先輩たちにいるんな遊び、悪いことも覚えたかもしれないけれども、いろんな遊びなんか覚えながら、成長して連帯して育ってきたという、そういう経過があるし、今そういうことが非常に不足しているというのは、皆さん方自身もわかっているし、そういう答弁もなさっている。だから、そうであればやっぱりそういうものを行政としても援助してつくり上げていくし、それが児童館の任務でもあると思うんです。

だから、ぜひそういうことも今後教育委員会なんかとも検討したり、地域の人たちとも検討していくべきでないかと、こう思うんだけど、この点についても答弁願っておきたいのと、

それから、学童保育の関係でいえばですよ、登録人数と、それから保護者は児童館の保護者クラブというのをつくっていますよね。この保護者の数の方が子供の登録数よりも少ないということは、保護者クラブに入っていない父兄というのが結構いるということなんですか。そして、その理由は何なんですか。

委員長（池田 亨君） 上野児童家庭課長。

児童家庭課長（上野 暉君） 保護者クラブの関係でございますけれども、実はあけぼので登録している保護者ですけれども62人、それからほくとが64人、西が34人ということになって、若干学童登録数よりも少ない人数でございます。これは、先ほども申し上げましたとおり、登録はしているんですけれども、いわゆる4月、5月はお子さんは来るんですけれども、その後、例えば少年クラブに行くとか、塾に行くとか、そういう関係で、本当は来ていただきたいんですけれども、そういうことがあって来られなくて保護者クラブに入らないというようなことで若干人数が減ってございます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 学童保育事業について今お尋ねございましたが、私どもの児童館において、学童の皆さんが入館されているわけですが、子供、今御意見ありましたように、一人っ子家庭が多いということで大変子供たちが心の悩みを持っている、そういうことに対応するためにも、私どもの家庭相談員も含めて学校、児童館それぞれが連携をもって今保育に当たっているところでありますが、私どもも今年度から児童館の館長にあっては、先生のOBの方にそれぞれその現場に当たっていただいているということもあって、今のところ私ども、学校と児童館との連携については大変成果を上げているものというように考えております。

今お話ありましたように、大変子供たちも児童館に来る数が最近増えておりまして、それは喜ばしいことなんでありますけれども、確かに狭隘であるということも否めない。なお、冬の時期にあっては構外の運動施設でありますとか、そういうものを使えないという事情もあって、冬の期間にあっては特に狭隘の感があります。

今後におきましては、教育委員会とも協議をいたしまして、適切な児童の保育に当たっていきたいというように考えてございます。

委員長（池田 亨君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。寺下委員。

委員（寺下 亘君） 衛生費の中の予防費についてお伺いをしたいと思います。

最近、テレビ等で宣伝されている肺炎球菌ワクチンについてであります。市立土別総合病院にもポスターが張られてありますが、この肺炎球菌ワクチンの効用についてお知らせいただきたいと思います。

委員長（池田 亨君） 佐藤保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（佐藤準一君） 効用につきましてではですね、今、日本の予防接種に関する検討会で検討されているところですけども、肺炎感染症の80%は肺炎球菌のワクチンでカバーできると。また、質問の中身と直接関係ないかもしれませんが、1回の接種で5年以上予防効果があると、そういったことで報告を受けております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 肺炎球菌について、これはインターネットで見ると日本人の死因の1位はがんです。2位が心臓病、3位が脳卒中で、4位が肺炎で亡くなっていると。特に65歳以上の方々に対して、肺炎ワクチンを注射することによってその死因を大きく減らすことができるというのが状況かと、こう思います。

そこで、このことが新聞やなんかで宣伝をされて、大変関心も高まっていることかと思えます。そういう点で、例えば市民にはこのワクチンがどれくらい接種されているのか、その点についてもお知らせいただきたいと思えます。

委員長（池田 亨君） 佐藤保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（佐藤準一君） お答えします。

市内の接種状況についてですけども、内科の8医院あるわけですけども、実施しているのは市立病院を含めまして4つの開業医で実施しております。

接種人数ですけども、市立病院で申しますと年間15名程度。あと、3つの民間の医療機関にお尋ねいたしましたところ、1カ所では20名で、もう1カ所ではこの1年間で1名で、もう1カ所は、接種を実施しているんですけども、この1年間では接種した経緯はないという、そういった内容になっております。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） これだけいろんな形で宣伝されているにもかかわらず、非常に少ない接種状況かと、こう思うんです。

せたな町というところに、私も行政視察で別の関係で行ったんですけども、せたな町では、あそこに荻野吟子さんという、日本で初めて女医になった方があそこで治療をされたという歴史のある町で、町のところに荻野吟子の碑が立っております。そのせたな町では非常に先生方が一生懸命になってそういう接種を行って、そのことによって非常に死亡率も減らすことと同時に医療費も大きく削減をされたと、そういう状況が出されております。

そこで、やっぱりこれは、今の日本の医学の中では一生に1回だけ接種をすれば、先ほど報告あったように5～8年間有効なんです。2回を打つことはまだ許されていないんですね。けれども、1回を打つことによってそういうお年寄りが肺炎で亡くなるということが非常に少なくなる。そういう点で市立病院でもこのポスターを出しているんだと思うんですが、やはりもっと市民に宣伝をする必要があるのではないかと思います、その点についてはいかがお

考えでしょうか。

委員長（池田 亨君） 佐藤保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（佐藤準一君） 市が実施しております定期接種につきましては、広報等で市民に接種を受けるよう周知を徹底して実施しております。また、この定期接種につきましては、発生する健康被害が必ずつきもので、健康被害につきましても予防接種法の中で救済される仕組みになっております。しかし、おたふく風邪ですとか水ぼうそう、それに今回御質問ありました肺炎球菌等の予防接種は、被接種者と医師との責任の判断によって行われまして、実施の周知につきましても、実施医療機関の判断にゆだねているのが現状で、任意の予防接種としての救済措置の対象とならない、そういったことから市民への周知は実施していないというのが現状であります。

以上です。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） ワクチンを接種して、それによる被害というんですか、そういうデータというものがあれば明らかにしていただきたいと思います。

委員長（池田 亨君） 佐藤保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（佐藤準一君） 全国的なことよりも身近なことの話の方がよろしいかと思しますので、お知らせいたしますと、ここ10年の間に土別市では健康被害が、麻疹による予防接種による健康被害、それからBCGによる健康被害が1件、計2件健康被害が発生しております。

以上です。

（「肺炎球菌は」の声あり）

肺炎球菌のワクチンについての健康被害については、こちらではちょっと承知しておりませんので。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） これは調べればすぐわかることですが、若干そういう弊害が、予防接種に対しては一定のそういう問題点があるんだろうと思いますけれども、この肺炎ワクチンについてはさほどそういう弊害はない。もともとアメリカでは大体65歳以上の人たちの60%の人がこの肺炎球菌の予防接種をしておるのが現状だと思うんです。これは、ただ資料によることで、書いてあるのがそういう形で報道されております。そういう点で、やはりもっと市民に徹底させるのと同時に、例えばそこで住んでいる、例えばせたな町ならせたな町の状況なんかももっとちゃんと調べていただいて、せたな町では町として補助金を3,000円出して接種を呼びかけておるんですね。土別の場合は幾らで予防接種できるんですか。

委員長（池田 亨君） 佐藤保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（佐藤準一君） おおむね6,000～7,000円。市立病院で申しますと7,350円で接種を受けられます。

委員長（池田 亨君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 7,350円で予防接種をすることによって医療費の削減がされ、またお年寄りなどが死亡率を減らす、そういう効果があることが明らかになっているわけで、ぜひせたな町のように市の補助もつけて、そしてお年寄りや、これは単にお年寄りだけではないんですけども、この肺炎球菌による死亡を減らしていくと、そういうことができないものなのか。その点について御検討、または御意見があればお聞かせください。

委員長（池田 亨君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） ただいま肺炎球菌の予防接種の助成等に関する御質問かと思えます。市では、予防接種につきましては、法律に基づく定期接種、これについては助成をして実施しております。お話のありました肺炎球菌につきましては、おたふく風邪や水ぼうそう、さらには65歳未満のインフルエンザなどと同様に任意の接種となっております。これらの任意の予防接種につきましては、現時点ではほかのこれらと同様に肺炎球菌に対して助成することは難しいものかなというふうに考えております。しかし、今後国がこの肺炎球菌につきましても定期の予防接種として定めましては、市として対応を検討してまいりたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（池田 亨君） そのほか衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。田宮委員。

委員（田宮正秋君） 商工費でサイクリングターミナル管理費ですね、ターミナル整備事業で1階トイレの改修と給水ポンプ取りかえ工事で200万ちょっと出ているんですけども、この施設は今後、新年度で指定管理者制度に移行するわけですけども、他の旧施設から施設の整備の要望等はあるのかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（池田 亨君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

今回、指定管理者制度を導入する施設の整備の要望の関係ですけども、指定管理者制度を導入いたしますと、その指定管理者の業務の範囲というのは条例なり協定で定めるわけですけども、通常の維持補修的な業務というのは協定の中で指定管理者にやっていただくというこ

とになると思いますが、ある程度の規模の改修といったものがどの程度あるかということでお答えいたしたいと思います。

まず、総合福祉センター、多世代スポーツ、これをあわせて外壁、屋根の改修など、そういったもので3,500万程度の改修の要望があります。それと、林業センター、日向温泉ですけれども、これにつきましては、新市建設計画の方でも6億の全面改修の一応計画はありますが、当面の要望といたしましてトイレ、宴会場、あとボイラー、そういったものの修繕ということで1,200万程度の修繕。あと、羊と雲の丘の施設でバーベキューハウスのバルコニー、そういったものの改修で80万程度。あと、今お話しのターミナルの玄関の補修、それで13万円ほどの要望というものがああります。あと、中心市街地活性化施設　ぷらっとですけれども　ぷらっと、それと大和牧場、森林公園、勤労者センター、スポーツ合宿センター、これらの施設については今のところ改修の要望はございません。

以上です。

委員長（池田 亨君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そういった中で、特に日向温泉は6億以上の改修ということで、そういう面で、その要望に対して財政厳しい中で順次その要望を聞き入れて実施していけるのかどうかお伺いいたします。

委員長（池田 亨君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） これらの要望をすべて聞き入れられるのかというお尋ねですが、この指定管理者制度に移行する施設以外にも市で直接やっている施設、例えば文化センターとか、そういったものもございまして、これらの改修計画について、財政状況が厳しいものですから、今回の18年度の予算編成方針でも施設の計画的な改善計画、それぞれを担当でつくって示せということで、その取りまとめがこの19日になります。その後、それらを全部まとめて見まして、やはり緊急性を要するものから、本当に全体の予算を見ながら少しずつでないといけないのかなというふうには考えております。

委員長（池田 亨君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 急を要するものは実施していただきたいと思いますが、トイレの改修に関連して、第1回定例会でオストメイト対応トイレについて御質問したんですけれども、部長答弁で、いわゆるオストメイト対応トイレの設置については現在の身障者用トイレで対応が図れると思っていると、それで福祉のまちづくり推進の一環として取り組んでまいりたいということで、前向きな答弁をいただいたんですけれども、これ新年度予算で実施できるのか。もし実施できるとすれば箇所づけ等お伺いしたいと思います。

委員長（池田 亨君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

オストメイト対応トイレの設置につきましては、ただいま委員からお話ありましたように、第1回定例議会におきまして御質問がございまして、福祉のまちづくり推進の一環として取り

組んでまいりたい旨答弁いたしております。

そこで、オストメイト対応トイレの設置についての考え方ですが、本市につきましては、人に優しいまちづくりとして、土別市福祉のまちづくり条例に基づきまして、障害者へのバリアフリー化を計画的に進めているところでございます。オストメイト対応トイレの設置につきましても、大勢の市民が出入りし、なおかつ長時間滞在するような場所、いわゆる土別市民文化センターですとか、朝日町サンライズホールなどの身障者トイレにオストメイト対応のトイレを年次的に設置しまして、多目的トイレとして使用していただけるよう、私ども新年度予算において対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） そのほか商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 生涯学習インストラクターについて質問したいと思うんですけれども、市の中に生涯学習インストラクターをつくって、事業のことでありますとか、サークルのことだとか、指導者のことだとか、講師のことだとか、さまざまな分野にわたって相談に乗ると、助言を与えると、こういうふうになってございますけれども、大体どこに、各施設に今配置されているようだけれども、何人配置されていて、16年度の活動状況、相談状況、あるいは17年度のこれまでの相談状況や活動状況、これらはどういうふうになっているか、この際お知らせをいただきたいと思うんです。

委員長（池田 亨君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） お答えいたします。

最初に、生涯学習インストラクターの配置状況でございますが、この制度は平成15年4月からスタートいたしまして、スタート時点では23名を配置しておりましたが、人事異動等で現在21名となっております。配置している場所でございますが、中央公民館、上土別公民館、多寄公民館、温根別公民館、図書館、つくも青少年の家、博物館、総合体育館、文化センター、学校教育課、スポーツ課というふうになってございます。なお、この事業につきましては、生涯学習推進本部の事務局としての取り組みでございますので、当然私ども生涯学習課の職員もインストラクターという立場になっておりますので、その人数も加えますと25名体制ということ

でスタートいたしております。

続きまして、活動の実績でございますが、平成15年度、初年度におきましては30件という報告をいただいております。16年度につきましては半分の16件、今年度につきましては、実は今ファイルをお持ちしていますが、こういったファイルをインストラクターの方たちにお持ちいただいて、これに先ほど委員がおっしゃられましたいろんな情報が入っております。これを持って対市民と相談に応じるという形になっていまして、この最初のページに年度末に、相談があった内容、対応状況等について記載をして生涯学習課に提出をしてくださいという形をとっておりますので、17年度につきましては実績の方まだ上がってきておりませんので、御報告いたします。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） ついでに相談の内容、これらについてちょっと、どんな相談だとか、あるいは講師だとか資格だとか、いろんなことがあるんだけど、おおむね大体どんなものなんですか。

委員長（池田 亨君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） やはり一番多いのは、転勤等で土別に来られたときに、どんなサークルがあってどんな活動ができるのかということで、どんな情報が市にあるんでしょうかという問い合わせが、私の感想としては一番多いものと思っています。その際には、例年つくっておりますサークルメイト等の対応でやっているところでございますが、次に多いのはやはり補助金の関係、いろんな事業をやりたいんだけども果たしてこういう事業で対象になるのか、そういった問い合わせが多いというふうに伺っているところであります。

また、公民館におきましては、マイプラン・マイスタディという、かなり歴史の古い制度がございます。それらにおきまして、2万円という金額が出ますので、そういう使い道はどのような用途であれば許されるのかといった問い合わせが多いというふうに、私の集計では見ているところでございます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 1つは、生涯学習のインストラクターを市民に知らせる活動はもっと強化すべきだと思うんです。

それから、今答弁あったけれども、生涯学習というのは何も教育委員会の専売特許ではないわけですね。インストラクターを見ますと、教育委員会の管轄の分だけで置いているわけですよ。生涯学習のトップというのは文字どおり市長なわけですよ。だから、そういう点では、市全体を生涯学習の視野に入れながらいくという点では、インストラクターも私は不十分ではないかと、こう思うんだけど、その点は今後どういうふうに、全市的といいますか、各課といいますか、こういうところにも広い視野を広げるものが必要でないかと思うんです。単に

教育委員会の何かの管轄だけのことでね、農業のこと相談に来られて、「ああ、それは関係ないから市の方へ行ってください」とか、うちの前の道路をちょっととか、「ああ、それは建設へ行ってください」とかね、いうだけのことで、本当に生涯学習全体としてのインストラクターの働きをできないのではないのかと思うんだけど、これらを強化して幅も広げていく、そういうことを今後考えるべきではないか、こう思うんだけど、いかがなんでしょうか。

委員長（池田 亨君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） お答えいたします。

委員の御質問にございました活動状況、私、報告させていただきましたが、この数字につきましては、もっとシビアに集約をしまして、その件数をもちまして市民の方々がどれだけ学習するために情報を求めているのかと、そういった基礎データにしたいということでこういった統計をとっておりますので、今年度につきましては、議会でも質問が出ましたので、重要な報告事項であるということをご皆さんに認識していただきまして、市民の学習に対する関心度合いというか、それを高めるためにも正確な数字を把握いたしまして、それをもって企画と協議の上、全庁的にインストラクターの配置並びに学習相談室を配置するような方向で考えていきたいと思っておりますけれども、先ほどお話のありました、現在のインストラクターの研修を実施しているわけですが、その中身は全庁的な部分には及んでいない状況でございますので、強いていえば、市民ふれあいトークですか、そういったものもあるということで、その項目を71項目並べて、そういったものも周知の上で対応するというような形ですので、全庁的に広げるとなりますと、まだまだ学習しなければならぬ事項がたくさん出てくると考えられますので、その部分につきましては、委員おっしゃるとおり全庁的にインストラクターが配置されて、どこの部署でも対応できるのが理想的とは思いますが、もう少し時間をかけて臨んでいきたいというふうに計画をいたしているところでございますので、理解をいただきたいと思っております。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） できてから2年足らずだから、それは私も無理は言わないけれども、配置されている人を見ても比較的若い人たちが配置されているわけですね。これは比較的いいことだと私思うんですよ。やっぱり若い人たちがそういうインストラクターになって成長してもらいたいし、それはいいことだと思うんです。しかし、人づくり・まちづくりの、土別市のですよ、推進本部というのはそこなわけですから、教育委員会の。やっぱり推進本部は教育委員会の管轄の中だけでとまっていたらだめなんであって、これから強化していく方向で、もっと市の企画でありますとか、よく論議もしながら効果ある成果を上げられるように頑張ってくださいと思うんです。

それから、もう一点だけども、インターネットで例えばホームページ、土別の生涯学習インストラクターというのが載っていますよね。お問い合わせは人づくり・まちづくり推進本部としか書いていないんですよね。このホームページからはお問い合わせをすることができないわけだ。推進本部がどこにあるものなんだか。だから、そういうホームページのつくり方ひと

つも、市民の皆さんやあるいは外部の人が見ても、ああ、お問い合わせはここだというけれども、そこからどこにも行けないという、ストップになっているわけですね。こういうところなんかもやっぱり親切で、ああ、さすがいいホームページをつくっているなど、斉藤 昇なんかに言われたいですと行けるようなホームページづくりにもしていただきたいと思うんだけど、この点は、私が間違っているのか、あるのにあんた行けないんだよと言っているのか、その点はいかがですか。

委員長（池田 亨君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 委員おっしゃられましたとおり、生涯学習インストラクター制度につきましては、土別市のホームページに掲載されているわけですが、中身につきましては委員御指摘のとおりでございますので、早急に改善をしてみたいというふうに考えております。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） それから、もう一つは、公民館の分館についてお尋ねをしたいと思うんです。土別には13か4ほどの公民館の分館がございますけれども、この公民館分館の活動、それから市で出している予算、これらの状況についてまずお答えをいただきたいと思うんです。

委員長（池田 亨君） 石川中央公民館長。

中央公民館長（石川宇多夫君） お答えいたします。

まず、公民館の関係でございますけれども、土別には朝日を入れて土別中央公民館、上土別公民館、多寄公民館、温根別公民館、朝日公民館ということでまず5館があります。その中で分館がそれぞれございまして、中央公民館では7館あります。下土別、武徳、中土別、川西、南土別、西土別、北町ということになっております。上土別公民館は4館ありまして、兼内、川南、成美、大和。それから、多寄公民館は1館、中多寄。温根別公民館は2館、白山、北温。朝日公民館は4館、壬子、三栄、茂志利、登和里の合計、土別では18館になっております。

分館での予算の関係での御質問でありますけれども、中央公民館では7分館ございまして、それぞれ11万5,000円を支出しておりまして、総額80万5,000円になっております。上土別公民館では4分館ありまして、それぞれ10万3,000円、総額41万2,000円です。多寄公民館では1分館に9万5,000円、温根別公民館では2分館にそれぞれ11万円、総額22万円。朝日公民館ではそれぞれ人口割、あるいは定額ということになっておりまして、それぞれ違うわけでありまして、壬子分館で22万円、三栄分館で17万5,000円、茂志利分館で17万円、登和里分館で31万5,000円、合計88万円。土別全体では241万2,000円になっております。

（「内容」の声あり）

それから、活動内容の関係でありますけれども、それぞれ分館によっては活動の内容が違いますけれども、中央地区の中での分館の内容について御説明をしたいと思っておりますけれども、例えば中土別分館で申し上げますと、公民館の中では各講演会、講座、講習会の開催、あるいはパークゴルフですとか、ミニバレーだとか、そういうような講習会を実施しております。

以上でございます。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 例えば大和大英地区の公民館でいえば、何戸加入していらっしゃるのか。

あるいは、西土別分館なんかは大体何人なのか。それから、温根別の北温なんかでは大体何軒なのか。戸数は、戸数というか、公民館活動、それはもう大体自治会がまたがっているところと、大体自治会地域で、何というか、構成されているというところとの関係というのとはどんなになってございますか。

委員長（池田 亨君） 石川中央公民館長。

中央公民館長（石川宇多夫君） まず、中央地区の7分館で申し上げますと、戸数で申し上げますと中土別が200、下土別115、川西41、武徳116、南土別54、西土別18、北町44、中央地区では588、この戸数になるかと思えます。上土別で申し上げますと兼内58、川南71、成美36、大和21、計186。多寄で申し上げますと中多寄70。温根別で申し上げますと北温14、仲線5、白山31、これは仲線なくなりましたので44になる。合計、土別全体では890になりますけれども、大体900戸ぐらいが分館活動として実施をしているという中身になってございます。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 公民館としては、これらの公民館分館の意義といえますか、これらについてはどんな意義あるものなのかという、そのことの重要性を含めて重大な成果を上げているというふうに考えているのか。どういう意義を持っていると考えていらっしゃるんですか。

委員長（池田 亨君） 石川中央公民館長。

中央公民館長（石川宇多夫君） 分館というのは、やはり地域と一番密接なかかわりがありまして、地域のいろんな講演会なり講座なり、そういう意見をじかに把握できるというようなことがありまして、なかなか中央で申し上げますと、細かいところについては十分理解できないところもありますことから、その分館長あるいは分館主事がその地域の要望にこたえて公民館活動を実施していると、そういうようなことから、やはり分館があることの方が地域の要望にこたえて実施できるのではないかというようなことで理解をしています。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） そういう意義があるのであればですよ、例えば南町にも増やすとかね。以前には南町にもあったわけですよ。そういうところにやっぱり意義としては増やすとか、そういうことだってあり得るのかということなんですよ。

私は、大体この分館の活動を見ていると、自治会活動とダブっているわけですね。運動会やるっていったって公民館行事です、自治会の行事ですって言って、商品は公民館、分館の財政から商品代何ほと、自治会費から何ほというような形で大体やって、だから、公民館の分館がないところは自治会活動で事足りりとしてこれやっているわけですよ。

私は、大分以前にも申し上げたけれども、自治会活動が活発になってきて、同じ市民の中でもそういう分館のお金を使う部分と、全然使わないで自治会活動でやっている部分、こういう

ふうに考えますと、もう分館の使命は終わったと、自治会に任すべきだというふうに私ども考えるわけですよ。

それから、お金の出し方だって、戸数割りにも何もしていないわけですよ。だからもうはなから、多くても少なくとも11万だとか、それから9万5,000円だとか、10万3,000円だとかというふうにして、依然として、結局自治会費を、それから自治会に対する活動助成だって市としては出しているわけですよ。そのほかに公民館の分館として10万なりのお金のひもつきですよ、簡単に言えば、これがあるから地域にしてみてもなくさないでほしいと。やっていることは自治会活動でやっていることとほとんど変わらない。

だから、私は、そういう自治会活動をもっと発展させるということも含めて、全市民がこれらの対象になっていないわけですから、だから公民館の分館、こういうものは思い切って見直しをかける時期に来ている、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（池田 亨君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） お答えを申し上げます。

今、自治会の関係を含めて予算関係いろいろあったわけですが、分館の役割については、私どももその意義は十分承知をいたしておりますけれども、その部分からいきましたら、事業的な部分を含めて各種の事業、軽事業ですとか、軽スポーツですか、そういう関係ですね。当然今お話がありましたように、自治会ともどもやっている経過も多々あるわけですが、そういう部分からいきましたら、私どもといたしましては、自治会事業として行うことも可能と思っておりますので、今後そういう部分については、公民館の運営審議会の委員さんですとか、それから各地区間の関係者や、さらには分館長さん、それと自治会の皆さんともども意見交換をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（池田 亨君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） ぜひやっぱり検討すべきだ。だから、分館の話を、公民館の分館のない人なんかには話すと、それは自治会で分館にしてもらったらどうだと。中央公民館は中央公民館であって、いろんな行事、全市民対象にしてやっているわけだから、という意見だってあるわけですね。だから、既得権益ではなくて、本当に効果的に市のお金が行っているのかどうかということも含めて、これはもう市長の政策でもあると思うんだけど、ぜひ検討するように強く求めておきたいと思います。

委員長（池田 亨君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款費予備費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第14款災害復旧費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

それでは、歳入歳出全般について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。認定第3号 平成16年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成16年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成16年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本件については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成16年度旧土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御審議

願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成16年度旧土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御
審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成16年度旧土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成16年度旧土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成16年度旧士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成16年度旧士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成16年度旧士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成16年度旧士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第13号は原案のとおり認定することに決定いたしました。
以上で平成16年度に係る付託案件の審議を全部終了いたしました。
ここで午前11時20分まで休憩いたします。

(午前11時06分休憩)

(午前11時20分再開)

委員長(池田 亨君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。

これより平成17年度4～8月までの5カ月分に係る各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。内容審査の方法については、各会計ごとにそれぞれ歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認め、よってそのように決定いたしました。

それでは、認定第14号 平成17年度旧土別市一般会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。斉藤 昇委員。

委員(斉藤 昇君) 9月1日に合併したわけでございますけれども、この17年度は土別市にあっては退職者の不補充ということでやってまいりました。4～8月いっぱいには依然としてこの不補充であったわけけれども、これらについては業務に支障はなかったのかということが一つ。

もう一つは、9月1日からは正式に合併が決まって朝日から13人、土別に配置につく。土別から3名が朝日に配置につくという状態だったけれども、この不補充だったところに配置をされたと思うんだけど、大体どういうところに配置をされたのかということ。それから、朝日では13人、まあ10人ですよ、3人行っているわけだから。朝日では今後いろんな合理化の問題なんかを含めて人員の配置は少なくなっていくのか、あるいは今の体制で大体推移していくのか、この点についてちょっとお聞かせをいただきたいと思うんです。

委員長(池田 亨君) 吉田総務部長。

総務部長(吉田博行君) お答えいたします。

まず最初に、4～8月末までの人員体制で支障がなかったのかということでございますけれども、この人員体制につきましては、17年4月1日付の人事異動を考慮する中で、退職者につきましては15名の職員が旧土別市で退職を迎えたわけでございますけれども、それに対する対応ということをまずどうするのかと、こういったことが中心になるわけございまして、まず、今、委員からお話ありましたとおり、職員の採用につきましては、のぞみ園の言語聴覚士、

これは専門職でありますので、この1名を採用した以外には職員を採用しないと。そういった中でどういう対応ということになるわけでありませうけれども、例えば体育館、そして下水道処理場の民間委託、さらに一部組織の統合、こういったことを図る中で、業務内容を十分精査する中で人員を異動等による補充、退職者のところに対して異動等による補充、こういったことを図る中で4月から業務体制を整えたわけございまして、その期間においての何か支障が出たのかと言われてますと、私自身としては支障は出ていない状況で対応を図られたというように考えております。

次に、土別と朝日町の中でどういうところに人員を配置したのかということでございませうけれども、これにつきましては、例えば土別から朝日へという形の中で、合併に伴い事務処理を本庁で行うと、こういったことがある部門につきましてはの配置と、さらに互いの運営方法などに相違があることから、こういった事務処理を円滑に進めるためにという配置を行ったわけございませうけれども、初めに申し上げた事務処理の統合の関係につきましては、例えば企画部門においては朝日町の企画事務を行うということで1名増員。そして、財政関係におきましても朝日町の予算関係の取り扱いを行う関係で増員しました。それから、さらに税務事務につきましても賦課徴収とか収納徴収、こういったものの本庁一元化を図っております。そして、国保事務関係につきましても同じように一元化。さらに、介護事務におきましても同じでございまして、福祉関係においても支給事務関係の本庁管理、こういったことで増やしておりますし、あと農業関係につきましても事務の統合の円滑化を含めて、さらに建築関係につきましても1級建築士の職員を本庁において一括管理していくと。そして、あとは学校関係につきましても事務の一元化、こういった関係で職員を増やしたのと、円滑な運営の関係におきましては、議会事務局あるいは農業委員会、こういったところに職員を配置して、朝日町からはこういった方々が来ていただいたと。更に、土別から朝日町の方にも事務の関係で3人配置したわけございませうけれども、例えば生活保護事務とか、あるいは学校の建設関係、学校建築ですか、糸魚小学校の建築あります、その建設関係。あるいは自治会制度とかじんかい処理事務、こういったものに精通した職員3名を土別から朝日に配置したと。そういった形の中で事務の9月1日付の人事異動を行ったところでございませう。

次に、朝日町では今後どうなるのかと。朝日総合支所の今後の体制についてでございませうけれども、9月1日に朝日総合支所としまして、市長部局におきましては5課体制を4課体制に、そしてあと、教育委員会につきましても5つの係を2課と、こういった中で今は53名体制で朝日総合支所が、教育委員会を含めてでありますけれども、事務事業に対応しているわけございませうけれども、この体制をどうするのかということになりますと、18年度については時間的にまだ何カ月かしかたっていないわけございませうけれども、たっていないとはいいいましても、ほかの部局と同じようにこの間に事務処理についてはどういう形がいいのかと、こういったことのいろんな聞き取り、こういったことを含めて18年度体制、改めて検討を図っていきなと思っておりますけれども、ただ大きく動かすのかということになりますと、現状においては、

まだこれからいろいろ出てくる可能性もありますので、大きな異動体制というのはまだちょっと検討は難しいのかなというように考えております。

以上です。

委員長（池田 亨君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 18年度も本庁、朝日支所については退職される方はいるのかということ、いないと聞いたところですけども、士別市では相当退職が出るわけですね。新採用もしないでいくんだというふうに言っているわけでございますから、それらの補充をどうするかという点では、これから総合的に全体を考えるんだと思うんだけど、そういうこともやっぱり心しながら適正配置をやる。だから、私なんかはそれだけの補充、いわば退職者の補充もしない、そして時間外が増えるわけでない、けれども労働強化になっているのかということ、いや何でもありませんというんだったら、そんなにたくさん抜けてもやれるんだたらいいではないかというようなことも何か言わざるを得ないのかなと思いますけれども、しかし、そういうものも見込んで、職員の士気が下がらないように、今度の決算委員会で私が一番強調したのはそこだったわけでございます。ぜひ18年度、こういう厳しいときだからこそ力を入れて、全職員が非常に前々々の前向きに頑張っていたきたいということを私は申し上げておきたいと思うんです。

それから、もう一つは、今17年度の8月までの決算でございますけれども、これは9月以降のやつは来年決算の審査はされると思うんですよね。そのときにはずっとわかるような、4月から通した、わかるような決算書になったり、それから決算書の付表ですか。だから8月、9月以前のやつはもうきょうで決算は終わっているんですから、その以降のやつを質問してくださいなんていうことがないように。事業は継続しているわけですから、ぜひそういうつくり方もして、17年度全体で士別市合併が途中でなったけれども評価ができるような、そういう見える決算書をつくっていただいて、通した質問もできるんだというふうにしていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょう。

委員長（池田 亨君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず初めに、最初の退職の関係でございますけれども、本庁が13名で朝日総合支所で1名の計14名が退職になります。

それとあと、決算の関係でございますけれども、17年度の当初予算の編成の基本的な考え方を少し申し上げたいんですけども、9月1日に合併するということはわかっていたとしても、議会の議決の前に合併告示がなされていない場合には通年度予算を組みなさいということが一般的に言われておりますので、旧士別市、旧朝日町においても通年予算を編成したと。そういった中で9月1日の合併を迎えたわけでありまして、その後、改めて9月1日から3月31日までの議会の議決を受けて予算は編成がなされたわけでございますけれども、委員のお話にありますとおり、例えば契約事務の関係一つとりまして、清掃とか警備業務につきましては、4月1日に例えば契約したとしても、1年間を踏まえた中での契約だと。さらに、工事関係に

おいても、例えば8月の初めに工事契約したとして、竣工が9月の終わりごろだと例えばしたとするならば、金額については17年度の新市の決算であらわれてくると、こういったふうに状況が出てくるわけでございますので、あくまで17年度そのものをわかりやすくするとすれば、やはり決算処理そのもの、決算書については法的に定められておりますので、一定程度の作り方をいたすしかないとは思いますが、附属の主要施策成果報告書とか附属関係資料については、当然1年間を通じてわかるような資料をつくってまいりたいと考えておりますし、当然、今話ありましたように、継続した事業そのものも17年度4～8月、あるいは17年9～3月と継続して行う事業もありますので、決算の中ではこういったいろんな御質問等が来た場合には当然受けてお答えをいたしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（池田 亨君） そのほか御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第14号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号 平成17年度旧土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について御審議願ひます。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第15号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号 平成17年度旧土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願ひます。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第16号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号 平成17年度旧士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本件については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第17号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号 平成17年度旧士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第18号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号 平成17年度旧士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第19号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号 平成17年度旧士別市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第20号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号 平成17年度旧士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第21号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号 平成17年度旧士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第22号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第23号 平成17年度旧士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第23号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第24号 平成17年度旧士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) お諮りいたします。本案については

(「議長、水道事業ですよ」の声あり)

工業用水道事業です。

(「ああ、間違いました」の声あり)

よろしいですか。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(池田 亨君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第24号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第25号 平成17年度旧士別市水道事業会計決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。田宮委員。

委員(田宮正秋君) 1点だけお伺いしたいと思います。

4～8月までの5カ月間の決算書なんですけれども、水道事業において特別損失に不納欠損金が112万4,000円あるわけなんですけれども、これは今まで1年間通じてこういう不納欠損というのは大体20万前後だと思ったんです。それがいきなり5カ月間で112万の不納欠損金が計上されておりますけれども、これについてまずお伺いいたします。

委員長(池田 亨君) 黒沢上下水道課主幹。

上下水道課主幹(黒沢宣明君) お答えいたします。

このたびの不納欠損の金額が前年に対して相当大きなものになっているという御質問でございますが、これにつきましては、水道料金の消滅時効期間が、これまで5年ということで適用してまいりましたけれども、今回の決算におきまして、それを2年に変更いたしまして不納欠損を処理したことによるものでございます。この期間が5年の場合ですと、5年前の未収金、いわゆる5カ月分、それを不納欠損するところでございますけれども、時効期間を2年にいたしましたので、未収金3年分が不納欠損として増えるという結果になったのが理由でございます。

それで、この消滅時効期間の変更なんですけれども、これについての理由を申し上げますと、これまで水道料金に対する消滅時効の期間といえますのは、公法上の公の施設ということでございます。その使用料ということになりますと、公法上の債権ということで時効期間が5年というものを適用してまいったところでございます。それが平成15年10月10日の最高裁判所におきまして、水道の供給契約、これが私法上の契約ということで、ついではその供給される水道水は生産者が売却する商品に含まれ、水道料金は水道水という商品を販売した代金であるということで、消滅時効の期間は民法の2年であるとの判断が出されたところでございます。

その後、総務省の方から16年11月18日付をもちまして、この最高裁判所の判断を踏まえて、従前の解釈を改めまして、水道料金の消滅時効期間は民法の2年とするという旨の通知がなされたところでございます。

したがって、今回の決算につきましては、不納欠損処理におきまして、こうした行政上の解釈に沿って行ったものでございまして、その結果、不納欠損金が大きくなったというようなことでございます。

以上です。

委員長（池田 亨君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） きのうちも不納欠損でやったんですけれども、そのときには自治法で5年たったら不納欠損で落ちますよと。そうしたら、もうその債権はなくなってしまうということであれなんですけれども、例えば、今度これ2年になったわけですから、そうしたら、例えば今までお年寄りの方で大変だということで不納欠損で落ちてしまったと、5年で落ちてしまったと。けれども例えば急にお金が入って、やっぱり、いやその借金、今まで大変御迷惑をおかけしましたと、じゃ払いますと、6年前のやつも7年前のやつも払いますよと、そう言っても、そのときにはもう不納欠損になっていますから、もうもらうことできないんですよ。

それで、この自治法では5年だったけれども、今度、裁判で民法で2年で不納欠損で落としなさいと。そうしたら落ちるわけですよ。じゃさきの5年のお金、後で、不納欠損だけれども払いますよと言ったときは、自治法でいった5年のときには、いや、もうもらうわけにいきませんと、こうなったんですが、今度2年で落ちた場合に、3年目にそのやつを払いたいんですけれどもと言ったら、いや、もう落ちていますからもらうわけにいきませんと、そういうふうになるのかどうか。

委員長（池田 亨君） 黒沢上下水道課主幹。

上下水道課主幹（黒沢宣明君） お答えいたします。

これまでは自治法によりますと、委員御指摘のように消滅時効5年を経過しますと、同時にその債権、債務関係は自動的に消滅するという地方自治法の規定でございました。ところが、今回の民法の2年というものを適用しますと、時効完成後に債務者側、いわゆる未納者側からその料金は納めませんということを主張した場合、これを法律用語で「時効の援用」というふうに言っておりますけれども、この援用の申し立てをいたしますと、これはその債権についてはもう徴収はできないということになりますけれども、それ以外の債権につきましては、2年を経過したものであっても、民法の場合は債権債務関係はそのまま残るといふふうに規定されております。

したがって、2年経過後に不納欠損処理で落として、それに対して納めたいというような話がありますと、それを、債権債務はまだ残っていますので当然に受け入れるということになります。

以上です。

委員長（池田 亨君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、収入未済額もどんどん増えてきているんですよ。この5年見ても800万ぐらいから1,000万、1,200万、1,400万、そして今回は1,800万だとか。それが結局2年で落ちてしまいますよと。そうしても残っていくと。そうしたら、これはもう限りなくずっと残っていくんですけれども、それは決算書で出てくるんですか、その数字というのは。

委員長（池田 亨君） 富田上下水道課長。

上下水道課長（富田 強君） お答えいたします。

ただいま申し上げました民法の2年適用になりますと、自動的に債権は消滅することではなくて、援用があった場合、いわゆる本人が自己の利益を受けるという主張があった場合に初めて債権放棄が成ります。したがって、これについては、基本的にはずっと残っていくこととなります。ただ、会計処理上は、今、本市で考えているのは、不納欠損で落としまして、その援用があった場合はそれはいいんですけども、ない債権につきましては別途帳票によって管理をするというふうに考えております。

また、これがずっと残っていくわけでありまして、これについては、回収の見込みのないものを何年も何十年もとっておくのが妥当なのかという考え方もありまして、これにつきましては、1つの方法といたしまして市が債権放棄をするという方法もあるわけでございます。ただ、この場合には議会の議決事項でありますので、今後債権の放棄が妥当か否か、あるいは放棄するとした場合にその範囲だとか債権を放棄する時期、あるいはその手続などについては他市の状況なども見ながら検討していかなければならないなど、そんなふうに考えているところです。

以上です。

委員長（池田 亨君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでは、そういう条例を今後策定するというのでしょうか。

委員長（池田 亨君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 今、条例の関係について答弁をさせていただきますけれども、今までの債権が地方自治法から民法の方に解釈が変わったと、そういうことで、永久的に債権債務関係が続くということで、10年、20年、30年、そのまま管理するような状況が出てきます。そういうことでは市の方の管理する方としても非常に多大な経費がかかるということになりますので、ただいまうちの課長から言いましたけれども、ある程度は条例によって、何年で債権放棄するのか、あるいは、時効2年が終わった後にもう会社がなくなっているよとか、破産宣告あるいは会社更生法、あるいは一般人でいきますと死亡して、いないよとか、そういうような人たちについてどういう取り扱いをするかと、そういうようなことについて条例で決めて、今後それに当たっていかなければならないというように考えています。

今までは地方自治法の中で5年で消滅しますということで、もう絶対的消滅といいますが、市の給水条例にも債権の放棄ということは載っていないわけです。今まではもう5年で、自治法上の関係で債権は放棄するというか、取れなくなるし、払う方も払う権利がないですよということになっていましたけれども、これからは給水条例の中で債権放棄という新たな項目を決めた中でそれに基づいて債権放棄をどんどんしていくと、そういう中で対応していかなければならないというような考えを持っておりますので、これから、今、うちの課長が言いましたけれども、何年間債権を持っているか、したがって、どういう条件になるのかということなどに

については、今後ある程度早い時期に条例の改正が必要となってきますので、その辺はまた議会の方あるいは総務省の考え方、そういうことに基づいて今後対応していきたいというように考えております。

以上です。

委員長（池田 亨君） そのほか御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第25号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第26号 平成17年度市立土別総合病院事業会計旧土別市分決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第26号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で平成17年度4～8月までの5カ月分に係る付託案件の審議を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長（池田 亨君） お諮りいたします。以上をもって本委員会を終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

（午前11時52分閉議）

委員長（池田 亨君） （登壇）委員長退任に当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます

す。

12～14日までの3日間、付託されました平成16年度及び17年度24会計決算の認定につきまして、委員各位の真摯な討論をちょうだいし、全会一致で認定することの御決定をいただきました。まことにありがとうございました。特別委員長として本委員会全構成委員の皆様に対しまして心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。本委員会の論議が平成18年度予算、市政執行に有用に活かされることを心から念じるところでございます。

また、報道機関関係者の皆様には、本委員会の審議内容を迅速、的確に市民にお伝えいただきまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本委員会論議があすの土別市発展に役立つことを皆様とともに念じまして、甚だ簡単粗辞ではございますが、委員長退任のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。（拍手）（降壇）